

白鳥王子アイスアリーナ電光表示システム及び照明設備仕様書

1. 概要

本仕様書は、苫小牧市（以下「本市」という。）の白鳥王子アイスアリーナ（以下「本施設」という。）電光表示システム及び照明設備賃貸借公募型プロポーザルの実施に関わる更新設備について必要な事項を定める。

2. 仕様書の考え方

本仕様書は、必要最低限の機能要件を示しており、これらを踏まえて本施設の電光表示システム及び照明設備（以下「本設備」という。）の更新に関わる提案を求めるものである。

3. 更新設備の仕様

次の仕様と同等又はそれ以上の性能を満たすこと。なお、既存の配線等で更新後も使用可能なものは、対象品目及び対象範囲を明らかにし、本市と協議を行ったうえで使用すること。

(1) 電光表示システム

① 電光表示システムは2面とも、現況位置での更新とすること。

② ブザー鳴動機能を有していること。

③ 電光表示盤（1面）

ア 外形寸法 縦2,450mm×横7,100mm以下

イ 材質 鋼板製 黒色 ウレタン樹脂塗装仕上

ウ 素子寿命 50,000時間以上

エ 輝度 5,000cd/m²

オ 視野角 水平±70°以上、垂直+15°以上、-40°以上

カ 入力電源 AC100V

キ 表示素子 フルカラーLED

画面サイズ 縦1,792mm×横6,804mm以上

画素数 縦128×横425ドット以上

画素ピッチ 1.6mm以下

ク 質量 2,000kg以下

ケ 表示項目（アイスホッケー）

（ア）チーム名（全角漢字4文字以上）

（イ）ゴール・ミスコンダクトペナルティ

（ウ）プレー中断

（エ）ピリオド得点

- (オ) 試合時間
 - (カ) 合計得点
 - (キ) ペナルティプレーヤー番号
 - (ク) ペナルティ時間
 - (ケ) ゴールゲット背番号
 - (コ) アシスト背番号
 - (サ) ブザー
- ④ メッセージ表示
- ⑤ チーム名・メッセージ入力PC 表示画面作成/管理PC 各1台
- ア チーム名、メッセージ、静止画、動画入力、登録及び編集を行うことができ、表示操作を可能とすること。
 - イ メッセージは、フォント種及びポイント値が指定可能であること。グラフィックは、静止画及び動画が登録可能であること。表示は、スケジュール表示が可能であること。
- ⑥ 信号送受信装置
- 各操作装置の信号を通信し、表示盤に表示するための機能を有すること。
- ⑦ ゴールジャッジ表示灯
- ゴールジャッジがゴールを認めた場合、ハンドスイッチ又は押釦スイッチにより赤色ランプが点灯すること。また、タイムストップ時は、タイムキーパーの操作により緑色ランプが点灯すること。
- ⑧ ゴールジャッジ操作卓
- ゴールジャッジがゴールを認めた場合、ゴールジャッジ表示灯が点灯すること。
- ⑨ オフィシャル操作卓
- ペナルティ時間、ペナルティプレーヤー背番号、得点、ゴールゲット背番号及びアシスト背番号が入力可能であること。
- ⑩ タイムキーパー操作卓
- ゲームタイム及びインターバルタイムの計測が可能であること。
- ⑪ ブザー操作卓
- タイムキーパー卓からのブザー信号を受け、各部屋の室内ブザーが鳴動すること。
- ⑫ アリーナ用ブザー
- タイムキーパー卓からのブザー信号を受け、ブザーが鳴動すること。
- ⑬ アイスホッケー用中継ボックス
- 各種操作機器及び総合表示盤間の信号を接続でき、中継が可能であること。光成端内蔵であること。

⑭ 室内ブザー

各部屋に設置し、ブザー卓操作（タイムキーパー卓操作）によりブザーが鳴動すること。

(2) アリーナ照明設備

① LED投光器とすること。

② 照度要件は、照度に関する本アリーナの設計要件及び最新のJIS規格を満たしTV放映も考慮したものとする。

③ 調光機能は、照度を4段階（100%、75%、50%、25%）に調整・切替ができるものとする。

④ 使用環境が比較的湿度が高くなることを考慮すること。

⑤ 水平面照度

平均照度 3,311lux以上（現状の設計値）

1,500lux以上※

照度均斉度 0.56以上（現状の設計値）

0.65以上※

※ JIS規格（JIS Z 9217）の運動競技区分「I」より

⑥ グレアレーティング

50未満

⑦ 平均演色評価数（Ra）

80以上

⑧ 色温度

5000～6500Kの範囲

⑨ 鉛直面照度

平均照度 1,000lux以上※

照度均斉度 0.3以上※

※ JIS規格（JIS Z 9217）より

(3) 予備品・付属品

① 電光表示システムの保守に必要な予備品及び付属品を一式添付すること。

② 操作機器収納ケースを添付すること。

③ 操作卓間の電源及び信号ケーブルを一式添付すること。

(4) その他付帯設備

本仕様書に定める設備のほか、各機器がその機能を果たすために必要な付帯設備があれば整備すること。